(六)　投票管理者が、選挙人名簿又はその抄本を開票管理者に送致することを要しないときは、投票管理者が、選挙人が選挙人名簿に登録されている者であることの確認の全てをオンライン対照の方法により行った場合であって、(五)の措置を講じたときとすることとした。（第四四条の二第四項関係）

(七)　(六)の場合においては、投票管理者は、選挙の当日、選挙人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項を記録した電磁的記録媒体又は当該事項を記載した書類を市町村の選挙管理委員会に返付しなければならないこととした。（第四四条の二第六項関係）

(八)　開票管理者が、選挙人名簿に記録されている全部又は一部の事項を市町村の選挙管理委員会に返付する方法として、当該事項を記録した電磁的記録媒体を当該市町村の選挙管理委員会に送付する方法に加え、当該事項を当該開票管理者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて当該市町村の選挙管理委員会の使用に係る電子計算機に送信する方法を可能とすることとした。（第七五条第二項関係）

(九)　オンライン対照の方法等について、共通投票所を設ける場合、期日前投票及び在外選挙人名簿に登録されている選挙人の国内における投票に係る関係規定の適用の特例を設けることとした。（第四八条の三、第四九条の七及び第六五条の一三関係）

3　共通投票所に関する事項

(一)　法第四一条の二第一項の規定により共通投票所を設ける場合について、必要な読替え規定を設けることとした。（第四八条の三関係）

(二)　市町村の選挙管理委員会は、法第四一条の二第三項の規定により共通投票所を開かず、又は閉じる場合には、直ちにその旨を当該共通投票所の投票管理者及び関係のある開票管理者に通知しなければならないこととした。（第四九条関係）

(三)　在外選挙人名簿に登録されている選挙人の市町村の選挙管理委員会が指定した共通投票所における投票について、必要な読替え規定を設けることとした。（第六五条の一三第一項及び第二項関係）

4　期日前投票及び不在者投票に関する事項

(一)　期日前投票所の投票管理者の職務代理者については、選挙権を有する者の中から選任しなければならないこととした。（第四九条の七関係）

(二)　市町村の選挙管理委員会は、法第四八条の二第三項の規定により期日前投票所を開かず、又は閉じる場合には、直ちにその旨を当該期日前投票所の投票管理者及び関係のある開票管理者に通知しなければならないこととした。（第四九条の九関係）

(三)　市町村の選挙管理委員会は、法第二七〇条の二第一項の規定により午前六時三〇分から午前八時三〇分までの間で午前八時三〇分と異なる時刻を定める場合又は午後八時から午後一〇時までの間で午後八時と異なる時刻を定める場合には、第一四二条の二第一項に規定する不在者投票管理者等に対して行う行為について、それぞれ午前八時三〇分又は午後八時と異なる時刻を定めることができることとした。（第一四二条の二第二項関係）

5　施行期日等に関する事項

(一)　この政令は、公職選挙法等の一部を改正する法律（平成二七年法律第四三号）の施行の日（平成二八年六月一九日）から施行することとした。ただし、1の(三)は平成二八年六月一日から施行することとした。

(二)　この政令による改正後の公職選挙法施行令（以下「新令」という。）の規定（新令第一条の三、第一一条、第一五条及び第一六条の規定を除く。）は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）の翌日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日又は施行日の翌日以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の期日の公示の日のうちいずれか早い日（以下「公示日」という。）以後その期日を公示され又は告示された選挙について適用し、公示日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例によることとした。

◇衆議院議員選挙区画定審議会設置法施行令の一部を改正する政令（政令第二二八号）（総務省）

1　人口の特例に関する事項

衆議院議員選挙区画定審議会設置法第三条第一項に規定する最近の国勢調査の調査期日以後に都道府県、郡又は市町村の境界に変更があった場合には、当該都道府県、郡又は市町村の日本国民の人口は、地方自治法施行令第一七六条又は第一七七条の規定の例により都道府県知事が告示した日本国民の人口によることとした。（第四条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇電気事業法等の一部を改正する等の法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二二九号）（経済産業省）

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二七年法律第四七号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は平成二八年八月一日とし、同条第五号に掲げる規定の施行期日は平成二九年四月一日とすることとした。

◇電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令（政令第二三〇号）（経済産業省）

1　一般ガス導管事業に係る託送供給約款の認可の申請の期限を、平成二八年七月二九日とすることとした。（第二条関係）

2　一般ガス導管事業に係る最終保障供給に係る約款の届出の期限を、平成二八年一二月二八日とすることとした。（第三条関係）

3　電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第一八条第一項本文の規定に基づく一般ガス導管事業に係る託送供給約款の認可に係る権限であって、供給区域が一の経済産業局の管轄区域内のみにある同項に規定する一般ガス事業者（供給区域内におけるガスメーターの取付数が一〇〇万個を超えるものを除く。）に関するもの等、一般ガス事業者等に係る経済産業大臣の権限の一部を経済産業局長に委任することとした。（第四条関係）

4　この政令は、公布の日から施行することとした。ただし、3の一部については、平成二九年四月一日から施行することとした。

◇地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（政令第二三一号）（環境省）

1　地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令等について所要の規定の整理を行うこととした。（第一条及び第二条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令（政令第二三二号）（厚生労働省）

1　次に掲げる物を麻薬に指定することとした。（本則関係）

(一)　二―（エチルアミノ）―二―（三―メトキシフェニル）シクロヘキサノン及びその塩類

(二)　一―シクロヘキシル―四―（一・二―ジフェニルエチル）ピペラジン及びその塩類

(三)　N―（一―フェネチルピペリジン―四―イル）―N―フェニルアセトアミド及びその塩類

(四)　四―メチル―五―（四―メチルフェニル）―四・五―ジヒドロオキサゾール―二―アミン及びその塩類

2　この政令は、公布の日から起算して三〇日を経過した日から施行することとした。